

③ 廃棄物管理責任者の役割

それではこれから、廃棄物処理の推進リーダーともいえる、廃棄物管理責任者の役割と、具体的なごみ減量・リサイクルの進め方を見ていきましょう。

文京区では事業用に使われる床面積の合計が1000㎡以上の建築物の所有者に対して、その建物から排出される廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する業務を担当させるために廃棄物管理責任者を選任していただいております。自社ビルはもちろん、多くの事務所や会社、お店が入っているテナントビル、公共の建物の場合でも、そのビルの所有者に廃棄物管理責任者を選任していただき、ごみの減量やリサイクルを推進していただくこととなります。もちろん、ごみの減量やリサイクルを推進するには事業活動に携わる全ての方がそれぞれの立場で関わっていくことが最も大切なことですが、廃棄物管理責任者には、その推進の要となる大きな役割を担っていただくこととなります。

ここからは、廃棄物管理責任者は具体的にどのような役割を担っていただくのか、その内容についてご案内していきましょう。

廃棄物管理責任者の役割とごみ減量、リサイクル推進の進め方

【現状の把握】

撮影場所：保管庫

(アナ) まず私たちが必ず行わなければならないのが、建物から排出されるごみや資源

物の発生量と処理状況を把握することです。その方法ですが定期的に廃棄物保管庫に出向き、自分の眼で実際のごみの排出状況を確認します。現場を確認することで、その特徴や傾向を把握することができ、結果的にごみ減量のヒントに繋がるのです。

(ナレ) また廃棄物収集運搬業者から報告される排出量の月報やマニフェスト伝票の内容を自分で確認できることから、現場を確認することは、廃棄物管理責任者にとって欠かすことのできない作業のひとつです。このように現状を把握する事が再利用計画書作成の際にも役立ちます。

【分別の環境を整える】 撮影場所：会議室

(アナ) 次に現状の把握ができたなら、その結果に基づいて具体的に数値目標を定めたり、分別の環境を整えていきます。

(ナレ) 事業所から出るごみには様々なものがあります。まずはどのように分別すればよいかを収集運搬業者に確認した上で適正な排出方法に沿った種別ごとに容器を設置し、表示をしていきます。それを更に効率的に行うため「分別方法がわかるイラスト入り分別表などを設置すること」が重要となってきます。また、テナントや社員などへ指導と啓発を継続的に行っていくことで定着を図っていきます。

まずはごみを出来る限り出さないようにすること。そして資源としてリサイクルできるも

のを選別し、残ったものを可燃と不燃に分別することで、ごみ減量及びリサイクルを推進していきましょう。

【啓発・実行】

撮影場所：会議室

（アナ） 環境を整えたら社員に啓発することが大切です。各職場や各テナントとそれぞれの取り組みや成果について話し合ったり、今後のごみ減量化に向けた対策を話し合う場を設けることによって共通認識ができます。後はごみを減らす基本として、社内を再点検しながら無駄を省いていくことも必要だと思います。例えば、コピー用紙やOA用紙の裏面使用をしたり封筒は繰り返し使うといった方法などがあります。

（ナレ） 啓発に関しては、ごみ減量の必要性、ごみの具体的な出し方・分別収集の方法などをチラシなどにして各部署や個人に配ったり、メールで配信するなどして社員一人一人の意識と努力を高めていくことが重要です。また、ごみを減らすヒント、それはリデュース・リユース・リサイクルという3Rの考え方です。

リデュースとは発生抑制という意味で、今まで何気なく使い捨てしてきたものの中に必要でないもの、なくても困らないものはないか再点検し、無駄を省くことが必要です。

リユースとは、繰り返し利用し、使い切ること。そしてリサイクルは資源を再加工して製品として甦らせることです。

「分ければ資源、混ぜればごみ」という考えのもと適正な分別が大切ですので、詳しくは

収集運搬業者に相談して下さい。その他、発砲スチロール、食品トレイ、牛乳パック、蛍光灯、乾電池などもリサイクルしましょう。

以上のように廃棄物管理責任者は、ごみの現状を把握すること。ごみの分別環境を整えること。そして、啓発と実行を行いながら、ごみの発生を最小限に抑えることが最優先事項です。また廃棄物管理責任者には、ごみや資源が適正に処理されているかどうか確認する責務があるのです。

(アナ) また、ごみの適正処理を確認するアイテムとしてマニフェストがあります。最終処理業者から返送されるマニフェストを確認することは廃棄物管理責任者にとって欠かせない作業のひとつです。

(ナレ) 不法投棄を防止するためのマニフェストとは、廃棄物の種類や量・排出場所を記載する複写式伝票を使って処理ルートの特明確化を図るものです。その対象は産業廃棄物を排出する事業者と月3トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者です。また、延べ床面積が1000㎡を超える事業所では再利用計画書を文京区長に提出していただいております。これもごみの減量と適正処理のための大切な仕事の一つです。